平成25年10月9日

会員各位

(一社) 日本臨床検査薬協会

(公印略)

## 臨床検査項目標準マスター運用への協力依頼について

## 拝啓

貴社ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、会員各社には MEDIS への商品情報の登録につきご協力を戴いております。 商品情報登録は「臨床検査項目分類コード」(JLAC10) 及び MEDIS の「臨床検査マスター」 が使われていますが、その運用、メンテナンス、普及等に改善の要望が出ておりました。 体外診断用医薬品の商品情報を含め、臨床検査情報の標準化、医療機関等における診療情報等の 相互運用性を確保することを目的として、昨年 4 月に「臨床検査項目標準マスター運用協議会」 が設立され、JLAC10 の改訂とそれに依拠する臨床検査マスターの関係を確立し、運用体制の 構築について、臨薬協も関係諸団体とともに参画、検討致しました。

この度、臨床検査項目標準マスター運用協議会にて運用コード表と標準マスター運用の連携体制が承認され、関係団体へ協力依頼がありました。

<臨薬協会員会社への協力依頼> \*詳細は添付の資料を参照下さい。

- 1. PMDA Web サイトで公表されている体外診断用医薬品の添付文書情報への速やかな登録
- 2. 臨薬協または MEDIS から照会があった場合、体外診断用医薬品の添付文書等の情報提供

## <添付資料>

- 1) 臨床検査項目標準マスター運用協議会「臨床検査項目標準マスター運用への協力依頼」
- 2) MEDIS 「体外診断用医薬品の添付文書等の情報提供について(依頼)」
- 3) 厚生労働省事務連絡 (平成25年7月27日 情報政策担当参事官室 )

必ず担当部署へ回覧をお願い致します。